

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

洲本市長 上崎 勝規

市町村名 (市町村コード)	洲本市 (28205)	
地域名 (地域内農業集落名)	中邑 (中邑)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年10月17日 (第2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地域は、水稻作付が主の中山間地域であり担い手も少なく、農地の大半は基盤整備事業が出来ていないことから、農地一区画の面積が小さく農道も狭いため、大型機械による効率化もできず地区外からの担い手の呼び込みも難しいのが現状となっている。このままでは、耕作放棄田の増加が懸念される。
農業者47人(うち50歳未満5人)地区外からの入作9人(50歳未満3人)

(2) 地域における農業の将来の在り方

肥料価格が高騰している中、稲作農家は畜産農家の堆肥利用を図り休耕田の飼料作物栽培を行うとともに機械の共同利用を行い放棄地の解消等を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	41.4 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	41.0 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

洲本市五色町鮎原中邑地域内を当該区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
基盤整備が出来ていない現状では、耕作可能な農地から放棄地が出ないように担い手に集積していく。 基盤整備が実施されれば集積・集約を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
利用権設定されている農地の期間終了後に地域内で見直しを行い、集積・集約化を図る。
(3)基盤整備事業への取組方針
高齢化が進んでおり、負担金ゼロの基盤整備ができるのであれば、取り組むことも考えたい。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
他地域から、就農希望者を確保できる体制構築し、新たな担い手の確保に努める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
計画のとおり。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☒ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☒ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①鳥獣被害防止対策

地域による鳥獣被害対策の集落点検マップ(侵入防止策柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等)づくりや連絡網の整備や新たな捕獲人材を募集し、地域で育成していく。

②有機・減農薬・減肥料、⑨耕畜連携等

耕畜連携を地区内で推進し、畜産農家から生産される堆肥を活用して減肥料の取組みを進める。

⑤果樹等

新規就農者によるぶどうの生産を支援するとともに、観光農園事業などによる関係人口を増やす取り組みを進める。

⑦保全・管理等

基盤整備ができていない状況では優良農地の耕作放棄も考えられるため、そうした農地には雑草による病害を防ぐため、地域の有志で保全・管理を行う体制を構築する。

⑧農業用施設

離農したものが使っていた農業用機械や施設などは地域において情報を管理し、就農希望者が現れた場合に利活用できる体制を構築していく。